寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
（特定任期付職員の号給の決定） 第4条　特定任期付職員（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）に適用する同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(7)　（略） （特定任期付職員業績手当） 第5条　条例第7条第4項に規定する特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項の規定により特定任期付職員の号給が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。 第6条　特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年寒川町規則第1号）第16条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。 （給料月額の決定の特例） 第7条　（略） （補則） 第8条　（略）	（特定任期付職員の号給の決定） 第4条　条例第7条第1項に規定する特定任期付職員に適用する同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(7)　（略） （削る） （削る） （削る） （給料月額の決定の特例） 第5条　（略） （補則） 第6条　（略）

附　則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。